

# 包括外部監査結果に 基づく措置通知

(平成27年6月30日)

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の  
通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成27年6月30日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やました みのる)

神内 茂樹 (じんない しげき)

佐藤 好邦 (さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H27.6.30

監査実施年度		平成11年度			
監査テーマ		行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.1	指摘	実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの	P30	教育局 保健体育課	H27.6.12
No.2	指摘	政策達成度の指標化とコストの妥当性及び事務管理に係る事項を検討すべきもの	P47	健康福祉局 健康福祉総務課	H27.4.16
No.3	指摘	施設運用効率、政策達成指標の開発、修繕費負担の基準、退職給与引当金の設定等を検討すべきもの	P49		
No.4	指摘	事業運営型外郭団体の中長期経営計画の策定、利用者満足度の把握等を行うべきもの	P65		

監査実施年度		平成13年度			
監査テーマ		公共施設の維持管理コスト分析			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.5	指摘	計画的な維持改修計画による維持管理をすべきもの	P73	健康福祉局 健康福祉総務課	H27.4.16
No.6	意見	改築のための改築積立基金を検討すべきもの	P73		
No.7	意見	駐車場用地を検討すべきもの	P73		
No.8	意見	会議室利用向上策を検討すべきもの	P73		

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度		平成15年度			
監査テーマ		公 有 財 産 の 管 理 に つ い て			
措置通知No.	区分※	項 目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.9	意見	出資団体等から事業報告書入手し、その内容を検討することについて	P23	健康福祉局 健康福祉総務課	H27.4.16

監査実施年度		平成19年度			
監査テーマ		未 利 用 資 産 ( 土 地 ) の 活 用 及 び 売 却 に つ い て			
措置通知No.	区分※	項 目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.10	指摘	近隣住民に無断使用されている土地について、使用取り止めを申し入れるべきもの	P80	市民政策局 市民やすらぎ課	H27.5.8
No.11	意見	やすらぎ苑移転跡地の貸付けの検討について	P80		

監査実施年度		平成24年度			
監査テーマ		高 松 市 の 安 全 な 街 づ く り			
措置通知No.	区分※	項 目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.12	意見	加害者の再犯防止を目的とした事業の充実を検討することについて	P26	健康福祉局 健康福祉総務課	H27.4.16

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度		平成24年度				
監査テーマ		高松市の関連諸団体				
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日	
No.13	意見	市職員等が団体役員に就任する場合、その可否を確認するシステムについて	P138	総務局 秘書課 総務課 人事課		
No.14	意見	市職員等が団体を代表することが必要となる理由等を文書化することについて	P139			
No.15	意見	役員への就任可否について、管理担当部署による総括的なチェックと現況の把握について	P139			
No.16	意見	出資団体の状況を総合的に把握するため、団体の管理部署と総括部署で情報を共有することについて	P139	総務局 総務課	H27.6.11	
No.17	指摘	市の適正関与を証明できる会議資料等の記録を保管すべきもの	P140			
No.18	意見	団体に関する過去からの関与の経緯を把握できる文書管理を行うことについて	P140			
No.19	意見	総会資料は、内容チェックリストによる検討を行った上で、保管することについて	P141			
No.20	指摘	預金通帳と収支計算書の繰越金残高を照合すべきもの	P207	健康福祉局 健康福祉総務課	H27.4.16	
No.21	意見	監事監査のチェックリストにより一定水準の監査が行われる体制作りについて	P208			
No.22	意見	団体から負担金を支出する必要性の検討について	P208			
No.23	意見	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて	P144 P278	創造都市推進局 文化財課	H27.5.14	
No.24	意見	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて	P147 P278			
No.25	指摘	市長が象徴的に代表となる団体では、補助金交付に係る双方代理状態を解消すべきもの	P139 P269	都市整備局 都市計画課	H27.6.15	
No.26	指摘	市から直接支出することを検討すべきもの	P270			
No.27	指摘	配布品の管理簿を作成し、在庫管理すべきもの	P270			

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度		平成25年度				
監査テーマ		高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）				
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日	
No.28	意見	指定収集袋の販売委託先の実態確認について	P133	環境局 環境保全推進課	H27.6.10	
No.29	指摘	指定収集袋配送委託業者の在庫管理の確認について	P133			
No.30	指摘	搬入カードが申請に基づき発行されることが証明可能な管理体制とすることについて	P125	環境局 南部クリーンセンター	H27.5.25	
No.31	意見	搬入カード発行手続きの規定化と発行記録文書の保管について	P125			
No.32	意見	発行カードを登録する際の計算基準の再考について	P126			

※指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※意見 …… 組織及び運営の合理化の観点等から改善が望まれるとされたもの

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成11年度	行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見	
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの（給食輸送業務）	
内 容	前年実績をベースとせず当該年度についてゼロベースから積算する等、予定価格設定のあり方及び競争見積合せのあり方についての改善が求められる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	30ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/11-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/11-1.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年6月12日
所 管 課 等	教育局 保健体育課
措 置 結 果	平成27年度に指摘事項に対する状況調査を行い、平成26年度以後の学校給食配送業務委託（山田地区他）及び中学校給食配送業務委託において、見積徴取時の業者選定理由、十分な契約準備期間確保及び契約方法を検証した結果、指摘された事項は是正されており、適切に執行していたことを確認した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成11年度	
行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	政策達成度の指標化とコストの妥当性及び事務管理に係る事項を検討すべきもの（(財)高松市福祉事業団）	
内 容	(1) 経営のあり方、効率に係る事項 1-1) 政策達成度の指標化とコストの妥当性の検証 (2) 事務管理に係る事項 2-1) 固定資産・備品管理 2-2) 寄贈品の取扱 2-3) 委託料 2-4) 将来支出に対する備え ① 職員退職金積立金 ② 修繕引当積立金、資産買換引当積立金	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	47ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/11-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/11-1.pdf</a>	

### 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置

措 置 通 知 日	平成27年4月16日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	<p>平成26年度に、指摘事項に対する状況調査を行い、（公財）高松市福祉事業団における政策達成度の指標化とコストの妥当性については、平成18年度からの指定管理者制度導入により、福祉事業団が指定管理する施設においても、「高松市主要施設コスト」や「公の施設指定管理者導入施設に対する評価」を実施し、適正な管理運営に努めていることを確認した。</p> <p>事務管理に係る事項については、次のとおり見直しを実施している。</p> <p>①固定資産・備品管理については、総合福祉会館の管理に関する協定の中で、備品等の取扱いを規定するほか、関係例規等（高松市会計規則等）の遵守を募集要項で定めることにより、市の基準に準じて適正に処理している。</p> <p>②寄贈品の取扱いについては、現在は対象となる事案はないが、今後寄贈があった場合は、公益法人会計基準に基づき、適正に処理していくことを指導した。</p> <p>③委託料については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、効率的な管理運営に努めている。</p> <p>④職員退職金積立金については、平成24年度から積立てを開始している。</p> <p>⑤事務管理に係る事項のうち、修繕引当積立金及び資産買換引当積立金については、総合福祉会館の管理に関する協定の中で、修繕等の費用負担を明確にしているほか、車両を始めとする現施設に配置している備品は市に帰属し、無償貸与しているものであるため、検討した結果、福祉事業団において、積立金等は準備しないこととした。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成11年度	
行政経費としての補助金の機動性及び 委託料の効率性について		
区 分	■指摘	□意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	施設運用効率、政策達成指標の開発、修繕費負担の基準、退職給与引当金の設定等を検討すべきもの（財）高松市福祉事業団）	
内 容	<p>【施設運用効率】結果としての分析のみならず、目標値を定め目標と実績との対比分析も必要といえる。</p> <p>【政策達成指標の開発】各施設の有する政策目標に対応した政策達成指標を明確に設定し、当該指標と実績との対比等により、達成度を判断する手法の開発も必要である。</p> <p>【修繕費の負担】巨額な修繕費を財団にて負担するような場合も想定される場合には、修繕引当積立金などを財団会計に引当していく等の工夫も必要と思われる。</p> <p>【退職給与引当金及び同積立金の設定】期末自己都合要支給額の100%の引当が最良といえるが、各財団の職員の年齢構成、勤続年数、退職金支給額等に応じた引当水準を確保しておくのが望ましい。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	49ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/11-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/11-1.pdf</a>	

### 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置

措 置 通 知 日	平成27年4月16日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	<p>平成26年度に、指摘事項に対する状況調査を行い、（公財）高松市福祉事業団が管理する施設の施設運用効率、政策達成指標の開発については、平成18年度からの指定管理者制度導入により、福祉事業団が指定管理する施設においても、「高松市主要施設コスト」や「公の施設指定管理者導入施設に対する評価」を実施し、適正な管理運営に努めていることを確認した。</p> <p>また、修繕費の負担については、総合福祉会館の管理に関する協定の中で、修繕等の費用負担を明確にし、適正に処理している。</p> <p>また、退職給与引当金及び同積立金の設定については、平成24年度から、職員退職金積立金の積立てを開始している。</p>



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成11年度	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
監 査 テ ー マ	行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について	
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	事業運営型外郭団体の中長期経営計画の策定、利用者満足度の把握等を行うべきもの（各種外郭団体）	
内 容	今回監査対象とした外郭団体に共通して指摘できる事は、事務管理に係る改善努力とともに、各々がいかに自立度を高めていくかということである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	63ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/11-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/11-1.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年4月16日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	高松市社会福祉協議会（事業運営型外郭団体）においては、平成24年度から28年度を計画期間とする「第2期地域福祉活動計画」を策定し、本市と連携・協力しながら、地域福祉を推進している。 この計画の策定に当たっては、地域福祉関係者の意識調査を実施しており、この結果を踏まえ、福祉サービスの向上に努めている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成13年度 公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	計画的な維持改修計画による維持管理をすべきもの（総合福祉会館）	
内 容	4) 施設老朽化と維持管理 開設20年を経過し、市債償還は平成13年に終了するが、反面、維持改修費の負担が多くなる。 ① 計画的維持改修計画による施設の維持管理の必要性	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	73ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年4月16日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	総合福祉会館の計画的な維持改修計画による維持管理については、老朽化が顕著となった総合福祉会館の今後の在り方について検討する中で、市民の財産である市有建築物を有効に活用するとともに、より長く適切に維持管理することを目的として、平成24年9月に、ファシリティマネジメント推進基本方針を策定するとともに、平成26年12月には、公共施設等総合管理計画を決定し、適正に判断・措置していくこととしている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成13年度	公共施設の維持管理コスト分析
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	改築のための改築積立基金を検討すべきもの（総合福祉会館）	
内 容	4) 施設老朽化と維持管理 開設20年を経過し、市債償還は平成13年に終了するが、反面、維持改修費の負担が多くなる。 ② 改築のための改築積立基金の検討	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	73ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年4月16日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	総合福祉会館については、耐震化に高額の経費を要するため、平成24年8月に移転改築を基本とする方針を策定していたが、平成25年度に実施した公開施設評価の結果などを踏まえ、今後の在り方を再度検討することとしたため、改築積立金は準備しないこととした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成13年度	
公共施設の維持管理コスト分析		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	駐車場用地を検討すべきもの（総合福祉会館）	
内 容	4) 施設老朽化と維持管理 開設20年を経過し、市償還は平成13年に終了するが、反面、維持改修費の負担が多くなる。 ③ 駐車場用地の検討	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	73ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年4月16日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	平成26年3月末で高松天満屋が閉店したコトデン瓦町ビルの利活用を検討する中で、平成27年度に、総合福祉会館の高齢者福祉施設機能を同ビル内に移転し、高齢者等の健康づくりに資する施設を整備する予定のため、総合福祉会館の駐車場については現状を維持することとした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成13年度	
公共施設の維持管理コスト分析		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	会議室利用向上策を検討すべきもの（総合福祉会館）	
内 容	4) 施設老朽化と維持管理 開設20年を経過し、市債償還は平成13年に終了するが、反面、維持改修費の負担が多くなる。 ④ 会議室利用の向上のための課題	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	73ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年4月16日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	平成26年度に、指摘事項に対する状況調査を行い、総合福祉会館の会議室利用向上策については、利用促進等の観点から、利用者サイドに立った時間帯（9：00～22：00）で貸館を実施するほか、福祉関係登録団体へは無償で貸し出すなど、市民サービスの維持・向上に努めていることを確認した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成15年度	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	出資団体等から事業報告書入手し、その内容を検討することについて	
内 容	毎年度すべての出資又は出捐法人から事業報告書入手し、内容を検討しておくことが重要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	23ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu15/ho220-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu15/ho220-1.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年4月16日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	各種団体等に出資金・出損金の支出をしている所管課において、監査による意見を受けた後、順次、当該団体に対し、経営状況報告書の提出を求め、財務状況の把握に努め、その内容を検討して適正な運営が行われていることを確認している。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成19年度	未利用資産（土地）の活用及び売却について
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	近隣住民に無断使用されている土地について、使用取りやめを申し入れるべきもの	
内 容	<p>売払い予定以外の土地の管理状況はよくない。道路に添った宅地であるが、山の中に点在しており、竹やぶになっているものが多く、現況地目は、宅地ではなく山林に近い状態になっている。地番2047-4の土地は、3分の1位の面積が畑になっており、近隣の元住民に無断使用されていた。早速、使用取りやめを申し入れるべきである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	80ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu19/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu19/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年5月8日
所 管 課 等	市民政策局 市民やすらぎ課
措 置 結 果	<p>近隣住民に無断使用されている土地については、監査結果を受け、かねてより、使用取りやめを申し入れていたところであるが、平成27年3月13日に、改めて使用取りやめを申し入れ、翌月3日に、使用を取りやめていることを確認した。</p> <p>なお、土地の管理は、所有者として市が本格的にすべきことであり、今後は、草刈を行うなど、市有地の適正な管理に努めることとした。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成19年度	
未利用資産（土地）の活用及び売却について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	やすらぎ苑移転跡地の貸付けの検討について	
内 容	今後、有償にて貸付けが可能なら貸し付けも検討すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	80ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu19/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu19/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年5月8日
所 管 課 等	市民政策局 市民やすらぎ課
措 置 結 果	<p>監査結果を受け、やすらぎ苑移転跡地の貸付けについて検討してきたが、今後、合併協議による施設の利用制限撤廃や施設の改修等、地元との協議を要することが想定され、当該協議を円滑に進める上で、貸付は適当でないと判断した。</p> <p>なお、当該移転跡地については、無断使用していた近隣住民に対し、平成27年3月13日に使用取りやめを申し入れ、翌月3日に使用を取りやめていることを確認した。</p>



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	高松市の安全な街づくり
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	加害者の再犯防止を目的とした事業の充実を検討することについて	
内 容	<p>再犯防止目的として、刑務所出所者や少年院出院者等への対策を施策として意識すること、言い替えば、自治体を通じ、市民として見つめ続けることで、高松市の安全が向上する可能性がある。</p> <p>当制度についても、特に対応が必要な高齢者、障がい者の受刑者に絞って実施されている。</p> <p>市から呼びかけた事業ではないため、市独自で決定できることではないが、成果を見つつ、講座の内容も、福祉に限らず、対象にに応じて就労なども行うなどにより充実させることなどの検討が望まれる。</p> <p>また、少年院など他の施設に対しても、何らかの事業を実施できないかの検討が望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	26ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220a.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220a.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年4月16日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	<p>市が高松刑務所の要請を受けて平成24年度から実施している1年以内出所予定の受刑者に対する講座については、その内容を福祉に限定せず、就労問題などにも拡張するなどして充実をめるとともに、罪を犯した人や非行少年の更生と円滑な社会復帰の支援を行っている高松地区保護士会が、平成24年11月に「高松地区更正保護サポートセンター」を開設するにあたり、市が旧築地コミュニティセンター跡施設を無償貸与したうえで、その運営費を補助するなどの連携・協力をし、同センターを通じて、広く再犯防止を目的とした事業を充実・強化させ、安全で安心なまちづくりの推進に取り組んでいる。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市職員等が団体役員に就任する場合、その可否を確認するシステムについて	
内 容	市の職員や特別職が団体の役員に就任する場合には、就任が必要である理由及び発生する事務・責任の範囲、任期などを明確にした上で、就任の可否について確認するシステムとする必要がある。（任期満了による再任も含む。）	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	138ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

### 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置

措 置 通 知 日	平成27年6月11日	
所 管 課 等	総務局	秘書課
		総務課
		人事課
措 置 結 果	<p>市職員が団体役員に就任する場合、その可否を確認するシステムについての意見に対し、「市職員（特別職を含む。）が、外部の団体等の代表者・役員等に就任する場合の事務フロー」及び「外部の団体等の代表者・役員等への就任時チェックリスト」を作成し、平成27年6月5日付けで、全庁インフォギャラリーにより周知した。</p> <p>これまで、市の職員や特別職の関連団体役員への就任については、各所管課の判断で行われてきたが、チェックリストにより団体役員就任の可否を判断する一定の基準に沿って行われるとともに、就任に係る決裁の作成方法、人事管理部門を経由する決裁回議ルートの提示等、統一的な取扱いをルール化した。</p>	

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市職員等が団体を代表することが必要となる理由等を文書化することについて	
内 容	市の職員等が、団体を代表する役職に就任する場合は、代表することが必要となる理由を明記し、可否を検討し、公開対象の文書として残すことにより、市民に対して説明可能とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	139ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置		
措 置 通 知 日	平成27年6月11日	
所 管 課 等	総務局	秘書課
		総務課
		人事課
措 置 結 果	<p>市職員等が団体を代表することが必要となる理由等を文書化することについての意見に対し、「市職員（特別職を含む。）が、外部の団体等の代表者・役員等に就任する場合の事務フロー」及び「外部の団体等の代表者・役員等への就任時チェックリスト」を作成し、平成27年6月5日付けで、全庁インフォギャラリーにより周知した。</p> <p>チェックリストに、代表に就任するときの理由を記載する欄を設けるとともに、事務フローにおいて、就任に係る決裁の作成方法、人事管理部門を経由する決裁回議ルートを提示し、文書作成及び確認作業について統一的な取扱いをルール化した。</p>	

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	役員への就任可否について、管理担当部署による総括的なチェックと現況の把握について	
内 容	役員への就任可否のチェックは、対象団体の管理部署からの申請に基づき、管理担当部署により総括的に行われ、現況についてもリストアップされ、常時状況把握されていることが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	139ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置		
措 置 通 知 日	平成27年6月11日	
所 管 課 等	総務局	秘書課
		総務課
		人事課
措 置 結 果	<p>役員への就任可否について、管理担当部署による総括的なチェックと現況の把握についての意見に対し、「市職員（特別職を含む。）が、外部の団体等の代表者・役員等に就任する場合の事務フロー」及び「外部の団体等の代表者・役員等への就任時チェックリスト」を作成し、平成27年6月5日付けで、全庁インフォギャラリーにより周知した。</p> <p>チェックリストでは、団体での役職、任期や財務状況等を記載する欄を設けるとともに、事務フローにおいて、就任に係る決裁作成時にはチェックリストを添付すること、決裁回議の際は、人事管理部門を経由すること、決裁終了時には、人事管理担当者へチェックリストを提出すること等をルール化した。</p>	

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	出資団体の状況を総合的に把握するため、団体の管理部署と総括部署で情報を共有することについて	
内 容	出資団体では、市の職員等が役員に就任することも多いと思われるが、総合的に状況を把握できるよう、個別の団体の管理部署と総括部署で情報を共有することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	139ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年6月11日
所 管 課 等	総務局 総務課
措 置 結 果	<p>出資団体の状況を総合的に把握するため、団体の管理部署と総括部署で情報を共有することについての意見に対し、平成26年度末、各課が所管する団体等について、市職員及び特別職の役員等への就任状況の全庁的な調査を行い、その就任状況について、リストアップを行った。</p> <p>また、「市職員（特別職を含む。）が、外部の団体等の代表者・役員等に就任する場合の事務フロー」を作成、平成27年6月5日付けで、全庁インフォギャラリーにより周知し、事務フローでは、就任時には、人事管理部門に決裁回議を行うことをルール化するとともに、今後、定期的に全庁にわたり照会を行い、就任状況のリストを更新していくこととした。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	■指摘	□意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市の適正関与を証明できる会議資料等の記録を保管すべきもの	
内 容	団体への市の適正関与及び適正関与していることを後日でも証明可能にするためには、前もって会議の議題を確認し、事前に市の意見を担当部署内で決定し、事後には、会議資料と検討や決定の内容の記録を合わせて保管することが求められる。現況では、出席者が単独で意見形成し、資料も個人的に保管している部署が多い。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	140ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年6月11日
所 管 課 等	総務局 総務課
措 置 結 果	関連諸団体への市の適正関与を証明できる会議資料等を保管すべきとの指摘に対し、「市職員（特別職を含む。）が代表者・役員等に就任する外部の団体等の会議に出席する場合の事務フロー」を作成し、平成27年6月5日付けで、全庁インフォギャラリーにより周知した。 これまで各担当課の判断で行っていた関連諸団体の会議出席に関する事務について、会議開催案内の收受、事前の資料確認、市としての意見調整、会議出席後の会議資料等の記録の保存方法まで、事務フローにより一連の手順を提示し、市として統一的な対応をルール化した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	団体にに関する過去からの関与の経緯を把握できる文書管理を行うことについて	
内 容	担当課では、団体にに関する過去からの関与の経緯が明らかになるような文書管理を行うことが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	140ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年6月11日
所 管 課 等	総務局 総務課
措 置 結 果	<p>団体にに関する過去からの関与の経緯を把握できる文書管理を行うことについての意見に対し、「市職員（特別職を含む。）が代表者・役員等に就任する外部の団体等の会議に出席する場合の事務フロー」を作成し、平成27年6月5日付で、全庁インフォギャラリーにより周知した。</p> <p>これまで各担当課の判断で文書保存を行ってきたことについて、市の行政文書と団体の文書とを明確に区別した上で、事務フローで、総会等の会議出席後、会議資料等を年度ごとに取りまとめ、簿冊に綴じ、保存することをルール化した。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	総会資料は、内容チェックリストによる検討を行った上で、保管することについて	
内 容	総会などの資料も単に保管するのではなく、内容を検討したうえで、情報管理する必要がある。内容に関するチェックリストを作成し、諸資料を保管する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	141ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年6月11日
所 管 課 等	総務局 総務課
措 置 結 果	<p>総会資料は、内容チェックリストによる検討を行った上で、保管することについての意見に対し、「市職員（特別職を含む。）が代表者・役員等に就任する外部の団体等の会議に出席する場合の事務フロー」を作成し、平成27年6月5日付けで、全庁インフォギャラリーにより周知した。</p> <p>これまで各担当者が、独自の方法で文書の確認を行ってきたことについて、事務フローに、総会等の会議出席後に行うチェックリストを掲載し、実際に各チェック項目に結果を記載した事務フローと当日の会議資料等を一つの簿冊に綴じ、課の共用文書として保存することをルール化した。</p>



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
	高松市の関連諸団体	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	預金通帳と収支計算書の繰越金残高を照合すべきもの（高松市民生委員児童委員連盟）	
内 容	預金通帳と収支計算書の繰越金残高が少額であるが一致していない。期中の記帳漏れによるものである。残高の照合印はあるが、照合が形骸化している。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	207ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年4月16日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	高松市民生委員児童委員連盟の監査において、平成25年度分から預金通帳と収支計算書の繰越金残高を照合するなど、適正に事務処理している。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	監事監査のチェックリストにより一定水準の監査が行われる体制作りについて (高松市民生委員児童委員連盟)	
内 容	負担金支出団体についても、監事監査のチェックリストを使用し、一定水準の 監査が行われる体制にすることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	208ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年4月16日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	高松市民生委員児童委員連盟における監査については、平成25年度分から、 監事監査のチェックリストにより適正に行っている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	団体から負担金を支出する必要性の検討について（高松市民生委員児童委員連盟）	
内 容	当団体を經由する必要があるか、經由することで、透明性及び使途の検討水準に欠ける結果になっていないか、検討が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	208ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年4月16日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	<p>「地区民生委員児童委員協議会交付金」及び「地区民生委員児童委員協議会活動事業交付金」については、本市から高松市民生委員児童委員連盟に交付し、連盟から地区民生委員児童委員協議会に支出しているところである。</p> <p>監査結果報告を受けて局内で検討した結果、地方交付税算定基礎を参考として、本市の交付額の算定基礎を積算しているほか、毎月開催される地区会長が集まる連盟理事会において、その内訳を通知していること、また、連盟に各地区から事業実施報告が提出されていることを踏まえ、双方の事務処理効率の観点からも、必要であるとの結論に達した。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市文化財保護協会）	
内 容	一定金額以上の支払いは、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。 イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、 仮払制度の導入を検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	144ページ 278ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年5月14日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	平成27年4月28日に開催された、高松市文化財保護協会役員会において検討した結果、1件10万円を超える支払については、原則、振込払とすることがルール化された。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市文化財保護協会）	
内 容	<p>計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。</p> <p>少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	147ページ 278ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年5月14日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	平成27年4月28日に開催された平成27年度高松市文化財保護協会総会において財産台帳を総会資料に添付し、監査を受けた書類を総会資料としたことを確認した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市長が象徴的に代表となる団体では、補助金交付に係る双方代理状態を解消すべきもの（高松市違法駐車防止対策推進協議会）	
内 容	市長が象徴的に代表となる団体では、市の補助金を受ける団体が多いが、補助金の出し手と受け手が同じ場合、双方代理となるため、団体の代表を複数にするなど形式上の要件を整える工夫が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	139ページ 269ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年6月15日
所 管 課 等	都市整備局 都市計画課
措 置 結 果	高松市違法駐車防止対策推進協議会に対し、代表者等の在り方について、組織改編及び会則の改正を含め検討を依頼した結果、平成25年4月1日付けで、高松市違法駐車防止対策推進協議会を高松市駐車対策協議会に改めるとともに、会長を市長から副市長に改め、適正に協議会の運営を行っている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市から直接支出することを検討すべきもの（高松市違法駐車防止対策推進協議会）	
内 容	現状を前提にすれば、PLS協議会（※）に直接補助することで足りると思われる。市から直接支出することを検討するべきであろう。 ※「高松ポケットローディングシステム協議会」	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	270ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

### 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置

措 置 通 知 日	平成27年6月15日
所 管 課 等	都市整備局 都市計画課
措 置 結 果	高松市違法駐車防止対策推進協議会（平成25年4月から高松市駐車対策協議会）への補助金交付については、平成25年度から、高松市駐車対策協議会及び高松ポケットローディングシステム協議会への補助金を高松市からの直接補助とし、また、平成27年度からは、高松市駐車対策協議会への補助金交付を取りやめ、違法駐車防止キャンペーン等で必要な啓発用品購入費を、別途需用費として予算計上し、本市で直接執行することとした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	配布品の管理簿を作成し、在庫管理すべきもの（高松市違法駐車防止対策推進協議会）	
内 容	違法駐車防止啓発及び交通安全キャンペーンなどで配布する配布品を作成している。複数回にわたり配布されるものであるが、入出庫の管理が行われていない。 納品日からの管理簿を作成し、何のためにいつ何個誰に出庫し、残りが何個であるかが確認できる管理簿作成が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	270ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年6月15日
所 管 課 等	都市整備局 都市計画課
措 置 結 果	平成25年度から、配布品については管理簿を作成し、適正に在庫管理を行っている。



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成25年度	高松市の社会資本更新と施設運営 (廃棄物処理・市営住宅)
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	指定収集袋の販売委託先の実態確認について	
内 容	<p>委託先に、社会福祉法人や特定非営利活動法人が数者含まれている。これらは、福祉施設で発生する一般廃棄物の処理のために受託者となっている可能性がある。使用実態の調査が望まれる。また、不動産賃貸業者も含まれているなど、市民への販売が行われていなければ、自社業務から発生する一般廃棄物の処理に使われている可能性もある。</p> <p>委託先は、小売を行う者に限定し、一見して小売業者と思われない申請に対しては、内容を確認したうえで委託先とすることを基本ルールとするべきである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	133ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年6月10日
所 管 課 等	環境局 環境保全推進課
措 置 結 果	<p>指定収集袋の販売委託先の実態確認についての意見を受け、平成27年4月1日以後、委託先は、小売を行う者に限定し、一見して小売業者と思われない申請者に対しては、内容を確認した上で委託先とすることを基本ルールとし、その確認を徹底するとともに、契約書の第3条を「(受託者の要件)」とし、その第1号に、「市内において、日常生活用品の販売業務を営んでいる小売業者又は市内の郵便局、商工会若しくは地域コミュニティ協議会であること」とする条文を加え、厳格かつ適正な事務処理に努めている。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

指 摘 又 は 意 見		
監査テーマ	平成25年度	
高松市の社会資本更新と施設運営 (廃棄物処理・市営住宅)		
区 分	■指摘	□意見
指摘・意見 の 項 目	指定収集袋配送委託業者の在庫管理の確認について	
内 容	<p>高松市では、配送委託業者が在庫の全てを管理し、市にはわずかに減免用の袋が保管されるのみである。在庫表は、在庫の預り証であるという認識を運送業者と共有し、毎月の有高については、計算された残高と一致するか確認することは必要と思われる。</p> <p>また、年度末などには、別途預かり証を徴収することや、在庫の確認に立ち会うことについても、検討が望まれる。</p>	
報告書該当 ペ ー ジ	133ページ	
報告書への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措置通知日	平成27年6月10日
所 管 課 等	環境局 環境保全推進課
措 置 結 果	<p>指定収集袋配送委託業者の在庫管理の確認についての指摘を受け、平成26年度から例月は製品受払台帳等において残高を確認し、上期・下期の入庫の際は、立会いを厳格に行っている。</p> <p>特に、年度末は別途在庫表を徴収した上で在庫の確認に立ち会うなど、在庫確認をさらに徹底して行っている。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成25年度	高松市の社会資本更新と施設運営 (廃棄物処理・市営住宅)
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	搬入カードが申請に基づき発行されることが証明可能な管理体制とすることについて	
内 容	搬入カードが申請に基づかず発行されることがない、ということまで証明し得る管理状況ではない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	125ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年5月25日
所 管 課 等	環境局 南部クリーンセンター
措 置 結 果	<p>南部クリーンセンターでは、搬入カードの管理を含めたカード発行業務を運営委託会社に行わせているが、平成26年度から次のとおり業務内容を見直した。</p> <p>①カードの発行に当たっては、従来どおり申請書を徴し、風袋重量測定記録表によって受け渡しを記録した後、一括してファイルに綴じ保管する。</p> <p>②未使用カードの管理については、ごみの種別（可燃、破碎、プラスチック容器包装、粗大、缶・びん・ペットボトル、紙・布）毎に搬入カード出入簿を作成し、発行の都度、記録する。</p> <p>③ごみの種別毎に一連番号を付すこととし、カードにもその番号を記載した。さらに、発行の都度、カード保管者による残数確認を行う。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.31

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成25年度	
高松市の社会資本更新と施設運営 (廃棄物処理・市営住宅)		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	搬入カード発行手続きの規定化と発行記録文書の保管について	
内 容	<p>カードの発行は、登録車両に対して正しい情報が反映されるように行われること、そしてそれが記録される必要がある。発行手続きの規定化と、発行記録文書を保管することが必要と思われる。それにあたっては、次の事項について、実施されることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンチ前の未使用カードにつき、出し入れ簿を作成する。</li> <li>・交付毎にカード発行の連番を付し、連番でどの車が何番を使っているか管理する。</li> <li>・カード自体にもその連番を記載する。(カード自体に連番が印刷されていると もっと良い。)</li> <li>・出し入れ簿の残高と発行数が一致しているか定期的に確認する。</li> <li>・交付時には、事業者から受取をもらう。</li> </ul>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	125ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年5月25日
所 管 課 等	環境局 南部クリーンセンター
措 置 結 果	No.30と同じ

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.32

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成25年度	高松市の社会資本更新と施設運営 (廃棄物処理・市営住宅)
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発行カードを登録する際の計算基準の再考について	
内 容	登録する際の計算基準について、再考が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	126ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年5月25日
所 管 課 等	環境局 南部クリーンセンター
措 置 結 果	計算基準について局内で再考した結果、許可業者の従業員については、小規模事業者も多く、高齢者や女性の従業員も従事していることから、乗務員の計量基準については、現行どおり、1人当たり60kg換算とすることが適当であるとの結論に至った。